

## 運 営 規 程

2021年4月 改定

### (事業の目的)

第1条 この規程は公益財団法人淀川勤労者厚生協会が開設するデイサービスハウス安住において実施する指定認知症対応型通所介護[指定介護予防認知症対応型通所介護]事業(以下、「事業」という)の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、事業所の管理者、生活相談員及び介護職員(以下「通所介護従事者」という)が、要介護状態又は要支援状態の利用者に対し、適切な事業サービスを提供することを目的とする。

### (運営の方針)

第2条 指定認知症対応型通所介護の提供に当たっては、利用者が要介護状態等となった場合においても、心身の特性を踏まえて、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、さらに利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びにその家族の身体的、精神的負担の軽減を図るために、必要な日常生活上の世話及び機能訓練等の介護その他必要な援助を行う。

指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に当たっては、利用者が要支援状態になった場合においても、可能な限り、その居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、さらに利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びにその家族の身体的、精神的負担の軽減を図るために、必要な日常生活上の世話及び機能訓練等の介護その他必要な援助を行う。

2. 利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態になることの予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行う。
3. 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
4. 事業にあたっては、大阪市、居宅介護支援事業者、他の居宅サービス事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者、地域住民等との連携に努める。
5. 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。
6. 事業所は、共用型指定認知症対応型通所介護〔共用型指定介護予防認知症対応型通所介護〕を提供するに当たっては、介護保険法第118条の2第1項

に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

7. 指定認知症対応型通所介護又は指定介護予防認知症対応型通所介護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、居宅介護支援事業者へ情報の提供を行う。
8. 前7項のほか、指定認知症対応型通所介護においては、「大阪市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」(平成25年大阪市条例第27号)に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。指定介護予防認知症対応型通所介護においては、「大阪市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例」(平成25年大阪市条例第32号)に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

#### (事業の運営)

第3条 指定認知症対応型通所介護又は指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に当たっては、事業所の従業者によってのみ行うものとし、第三者への委託は行わない。

#### (事業所の名称)

第4条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

名称	デイサービスハウス安住
所在地	大阪市西淀川区竹島3丁目2番12号

#### (職員の職種、員数及び職務の内容)

第5条 この事業所における職員の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

(1) 管理者1名(常勤兼務)

(2) 管理者は、従業者及び業務の実施状況の把握、その他業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている通所介護の実施に関し、事業所の従業者に対し遵守すべき事項についての指揮命令を行う。

(3) 指定認知症対応型通所介護[指定介護予防認知症対応型通所介護]従業者

生活相談員	1名以上
介護職員	1名以上
機能訓練指導員	1名以上

介護従業者は、介護の業務に当たる。

生活相談員は、事業所に対する通所介護の利用の申し込みに係る調整、他の介護従事者に対する相談助言及び技術指導を行い、また、他の従事者と協力して指定認知症対応型通所介護[指定介護予防認知症対応型通所介護]計画の作成、居宅介護支援事業者および地域包括支援センター等の関係機関との連絡調整を行う。

機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止する為の訓練を計画し、他の従事者と協力して実施する。

介護職員は、利用者の健康状態を把握し、利用者に対し必要な介護および世話、支援を行う。

(営業日及び営業時間)

第6条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- |              |  |
|--------------|--|
| (1) 営業日      | 月・火・水・木・金・土の週6日<br>(但し、12/30 から 1/3 までは休業) |
| (2) 営業時間     | 8時30分から16時30分                              |
| (3) サービス提供時間 | 9時から16時                                    |

(指定認知症対応型通所介護[指定介護予防認知症対応型通所介護]の利用定員)

第7条 事業所の利用定員は、1日10名とする。

(指定認知症対応型通所介護[指定介護予防認知症対応型通所介護]の内容)

第8条 本事業所で行う通所介護の内容は、次に掲げるもののうち必要と認められるサービスを行うものとする。

日常生活の援助

生活指導(相談・援助)

レクリエーション

健康チェック

機能訓練

給食サービス

入浴サービス

送迎サービス

(指定認知症対応型通所介護[指定介護予防認知症対応型通所介護]計画の作成)

第9条 管理者は、指定認知症対応型通所介護又は指定介護予防認知症対応型通所介護のサービスの提供開始時に、利用者が住み慣れた地域で生活を継続することができるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつ

つ、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した認知症対応型通所介護計画又は介護予防認知症対応型通所介護計画（以下「介護計画」という）を作成する。

- 2 管理者は、認知症介護の提供に係る計画等の作成に関し経験又は認知症介護の提供について豊富な知識及び経験を有する従業者に前項の介護計画の取りまとめを行わせる。また既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画に沿って作成する。
- 3 管理者は、それぞれの利用者に応じて作成した介護計画について、利用者及びその家族に対して、その内容について説明し文書により同意を得る。
- 4 管理者は、介護計画を作成した際には、当該介護計画を利用者に交付する。
- 5 介護計画の作成に当たっては、利用者の状態に応じた多様なサービスの提供及び利用に努め、更に作成後は実施状況の把握を行い、必要に応じて介護計画の変更を行う。

(認知症対応型通所介護[介護予防認知症対応型通所介護]の利用料等)

第 10 条 指定認知症対応型通所介護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準(告示上の報酬額)によるものとし、当該通所介護が法定代理受領サービスであるときは、その利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

2. 指定介護予防認知症対応型通所介護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準(告示上の報酬額)によるものとし、当該通所介護が法定代理受領サービスであるときは、その利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。
3. 法定代理受領以外の利用料については、「指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準」(平成 18 年 3 月 14 日厚生労働省告示第 123 号)によるものとする。
4. 食事の提供に要する費用                    500 円/回
5. その他、通所介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用については実費を徴収する。  
オムツ・パット代                    オムツ 240 円 尿パッド・フラット式 80 円
6. 前 4 項の利用料の支払いを受けたときは、利用者又はその家族に対し、利用料とその他の利用料(個別の費用ごとに区分)について記載した領収書を交付する。
7. 指定認知症対応型通所介護[指定認知症対応型通所介護]のサービス提供にあたっては、あらかじめ、利用者またはその家族に対し、当該サービスの内容

及び費用に関し事前に文書で説明した上で、利用料並びにその他の利用料の内容及び金額に関し、事前に説明し、同意を得る。

8. 法定代理受領サービスに該当しない指定認知症対応型通所介護[指定介護予防認知症対応型通所介護]に係る利用料の支払いを受けた場合は、提供した通所介護の内容、費用の額、その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付する。

(通常の事業の実施地域)

第 11 条 通常の事業の実施地域は西淀川区・淀川区とする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第 12 条 利用者は、指定認知症対応型通所介護[指定介護予防認知症対応型通所介護]の提供を受ける際には、医師の診断や日常生活上の留意事項、利用当日の健康状態等を職員に連絡し、心身の状況に応じたサービスの提供を受けるよう留意する。

(衛生管理について)

- 第 13 条 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生な管理に努め、又は、衛生上必要な措置を講ずるものとする。
- 2 食中毒及び感染症が発生し、又は蔓延しないように必要な措置を講じる。また、これらを防止するための措置等について、必要に応じ保健所の助言、指導を求めるとともに、密接な連携を保つ。
  - 3 事業所内は空調設備等により適温を確保するよう努める。
  - 4 管理者は従業者に対して衛生管理、又は食中毒及び感染症に関する研修を定期的に実施し、従業者が必要な知識を習得するための措置を適切に講じる。
  - 5 事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
    - (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
    - (2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
    - (3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。

(緊急時等における対応方法)

- 第 14 条 従業者は、指定認知症通所介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変、その他、緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講じるとともに、管理者に報告する。主治医への連絡が困難な場合は、協力医療機関への連絡又は緊急搬送等の必要な措置を講じるものとする。
- 2 利用者に対する指定認知症対応型通所介護又は指定介護予防認知症対応型通所介護の提供により事故が発生した場合は、管理者は市町村、当該利用者の家族等に連絡するとともに、必要な措置を講じる。
  - 3 事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録をするとともに、その原因を解明し、再発を防止するため必要な措置を講じる。
  - 4 事業者は、利用者に対する指定認知症対応型通所介護又は指定介護予防認知症対応型通所介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

(非常災害対策)

- 第 15 条 非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等に対処する計画を作成し、関係機関への通報及び連携体制の整備、防火管理者または火気・消防等についての責任者を定め、年 2 回定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。
- 2 事業所は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする

(苦情処理)

- 第 16 条 通所介護の提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情相談窓口の設置、苦情処理の体制及び手順の整備等必要な措置を講ずるものとする。
- 2 事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、苦情の内容を記録して保存するとともに、その原因を解明し、再発を防止するため必要な措置を講じる。
  - 3 事業者は、提供した通所介護に関し、法第 23 条の規定により大阪市が行う質問もしくは照会に応じ、及び大阪市が行う調査に協力するとともに、大阪市から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
  - 4 事業者は、提供した通所介護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

(個人情報の保護)

第 17 条 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

2. 事業者が得た利用者の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。

(身体拘束の禁止 虐待防止に関する事項)

第 18 条 本事業所は、職員が利用者の身体拘束をしないケアに取り組むことおよび、利用者の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る
- (2) 虐待防止のための指針の整備
- (3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施
- (4) 前 3 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従事者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(地域との連携など)

第 19 条 指定認知症対応型通所介護〔指定介護予防認知症対応型通所介護〕事業者は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等地域との交流に努める。

- 2 指定認知症対応型通所介護〔指定介護予防認知症対応型通所介護〕の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、本事業所が所在する圏域の地域包括支援センターの職員、認知症対応型通所介護〔指定介護予防認知症対応型通所介護〕について知見を有する者等により構成される協議会（以下この項において「運営推進会議」という。）を設置し、おおむね 6 月に 1 回以上、運営推進会議に対し提供している本事業所のサービス内容及び活動状況等を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設ける。

3 指定認知症対応型通所介護〔指定介護予防認知症対応型通所介護〕事業者は、前項も報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに当該記録を公表するものとする。

(業務継続計画の策定等)

第20条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定認知症対応型通所介護〔指定介護予防認知症対応型通所介護〕の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。

3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(その他運営に関する留意事項)

第21条 事業所は、全ての認知症対応型通所介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。また、職員の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備する。

(1)採用時研修 採用後 1ヶ月以内

(2)継続研修 年2回

2. 職員は、業務上知りえた利用者又はその家族の秘密を保持する

3. 職員であった者に、業務上知りえた利用者又はその家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

4. 事業所は、適切な指定認知症対応型通所介護〔指定介護予防認知症対応型通所介護〕の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

5. 事業所は、指定認知症対応型通所介護に関する記録を整備し、そのサービスを提供した日から最低5年間の保存するものとする。

6. この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は(公財)淀川勤労者厚生



協会と、当事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則 この規程は、平成 17 年 7 月 1 日から施行する。

2006 年 4 月 1 日	地域密着型サービスへの変更
2008 年 10 月 1 日	(営業日) 月・火・水・木・金・土の週 6 日へ変更
2009 年 7 月 1 日	高齢者虐待防止・身体拘束禁止の規定を設ける 事業所の所在地の変更 (福町から竹島) 職員の職種、員数の変更 利用定員 (6 名から 11 名) の変更 事業の実施地域の変更 (西淀川区から西淀川区 と淀川区)
2015 年 10 月 1 日	法人名称の変更 運営の根拠を厚生省令から大阪市条例に変更 事業の運営)「第 3 者への委託を行わない」を新設 職員の員数について兼務関係を明確化する 利用定員 (11 名から 10 名) の変更 介護計画の作成を新設 利用料の支払額を変更 虐待発見時の通報義務を追加 記録の保存期間の変更
平成 26 年 8 月 1 日	個人情報の保護の条文追加
平成 30 年 12 月 10 日	法人形態の変更
令和 2 年 2 月 14 日	交通費、キャンセル料の条文追加
令和 3 年 4 月 1 日	員数以上の表記の変更 感染症対策の追加 利用者の人権擁護・虐待防止の変更 業務継続計画の策定、地域との連携の追加 ハラスメント防止対策の追加

以 上